

自動車事故に もうひとつの安心

自動車事故 費用共済



交通事故に関わる思わぬ出費を補う新しいタイプの共済制度です

特長

1

共済金はあなた
(契約者)に
お支払いします

2

過失のある事故の場合
事故解決の一助として
お役に立ちます

3

任意保険に
関係なく
お支払いします

補償内容		お支払いする共済金額	
		契約者側 負傷の場合	相手側 負傷の場合
死亡共済金	事故の日から180日以内に死亡された場合	300万円	合計 300万円 (死亡臨時費用 30万円を含みます)
後遺障害共済金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	300万円～12万円 後遺障害別等級(1～14級)に合わせお支払いいたします	300万円～12万円 後遺障害別等級表の額の合計が限度額です
入通院共済金	入通院の場合 (1人1日につき)	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 負傷者が複数の場合は、1日18,000円までお支払いいたします	入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 入通院共済金の合計額(入通院臨時費用を含む)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いいたします。 (入通院臨時費用) 3万円 (負傷者が3日以上入通院した場合)
対物共済金		3万円 (他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上と) なったとき	注4

- (注1) 契約者側に死亡者が生じた場合、1事故につき300万円お支払いいたします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた場合には、1事故につき300万円(死亡臨時費用を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いいたします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。
- (注2) 契約者側に後遺障害者が生じた場合、後遺障害別等級により1事故につき300万円を限度としてお支払いいたします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺障害者が生じた場合には、1事故につき300万円を限度として、契約者の経済的負担をお支払いいたします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。
- (注3) 1事故につき300万円を限度として、契約者側に負傷者が出た場合、1事故18,000円/日までお支払いいたします。(但し、365日か300万円が限度) 相手側に負傷者が出た場合、相手側の入通院共済金の合計額(入通院臨時費用を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いいたします。
- (注4) 契約者側に過失があり、かつ経済的負担が2万円以上の場合にお支払いいたします。(1共済期間中1回限度)

取扱代理所

県共済 三重県中小企業共済協同組合

- 本部・津営業所／津市栄町1丁目891番地(県合同ビル3階)
TEL (059) 228-7128 FAX (059) 225-9226
<http://www.kenkyosai.or.jp>
- 四日市営業所／四日市市諏訪町2の5(四日市商工会議所4階)
TEL (059) 353-0810 FAX (059) 352-8276
- 東紀州営業所／尾鷲市朝日町14-45(尾鷲商工会議所4階)
TEL (0597) 23-2949 FAX (0597) 23-2952

自動車事故にもうひとつの安心

交通事故に関わる思わぬ出費を補う新しいタイプの共済制度です

自動車事故
費用共済

共済金はこんな時お支払いします

お支払の事例

歩行者をはねて死亡事故を起こした場合



- 相手方の歩行者が死亡した。

死亡事故共済金300万円 (死亡臨時費用共済金30万円を含みます。) を、お支払いの限度として、契約者が実際に負担した金額を契約者にお支払いいたします。

お支払の事例

出会い頭の事故を起こした場合



- 相手側1名が20日実通院した。
- 契約者側1名が20日実通院した。
- 相手側の車両に20,000円以上の損害があった。

①(相手側) 2,250円×20日=45,000円 45,000円をお支払い限度として、契約者が負担した実費をお支払いいたします。

②(契約者側) 2,250円×20日=45,000円 (定額払い。)

③(対物) 30,000円 (定額払い。)

75,000円 (②+③(定額払い。)) + **45,000円** (①) をお支払い限度として契約者が、負担した実費を契約者にお支払いいたします。

お支払の事例

自損事故を起こした場合



- 電柱に衝突し、自分と同乗者がそれぞれ30日入院と10日通院した。
- 電柱に20,000円以上の損害があった。

①(入院) 4,500円×30日×2名=270,000円

②(通院) 2,250円×10日×2名=45,000円

③(対物) 30,000円

合計345,000円 (①+②+③) を契約者にお支払いいたします。

■車種別共済掛金(主契約+対物)

区分	車種	ナンバー	年払掛金	月払掛金
1	自家用乗用自動車	3・5等	10,000円	1,000円
2	自家用軽乗用自動車	50・580	5,500円	550円
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	1・100	17,500円	1,750円
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1・100	14,500円	1,450円
5	自家用小型貨物自動車	400	10,000円	1,000円
6	自家用軽貨物自動車	40・480	5,500円	550円

■お申込み手続きは簡単です

ご加入の申込は、所定の申込書にお車のナンバー等の必要事項をご記入、ご押印の上取扱代理所へお申し込み下さい。

■補償開始はお申込日(掛金払込日)の翌日午前0時からです

月払の場合、共済始期は翌月1日となりますが、補償の開始は、お申込日の翌日午前0時からです。

■クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込の撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっておりますのでご注意ください。

詳しくは「重要事項説明書」を必ずご覧下さい。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。

■口座振替取扱金融機関一覧表

百五銀行本支店	三重信用金庫本支店
第三銀行本支店	桑名信用金庫本支店
三重銀行本支店	紀北信用金庫本支店
大垣共立銀行本支店	東海労働金庫本支店
中京銀行本支店	J A県下各農協本支店
津信用金庫本支店	新宮信用金庫本支店
北伊勢上野信用金庫本支店	ゆうちょ銀行

■お引き受け可能な車種

(自家用自動車)

三重300
さ00-00

白地に緑色の文字

三重580
す00-00

黄地に黒色の文字

■お引き受けできない車種

(事業用自動車)

三重300
あ00-00

緑地に
白色の文字

三重580
い00-00

黒地に
黄色の文字

(自家用乗合乗用車)

三重200
さ00-00

白地に
緑色の文字